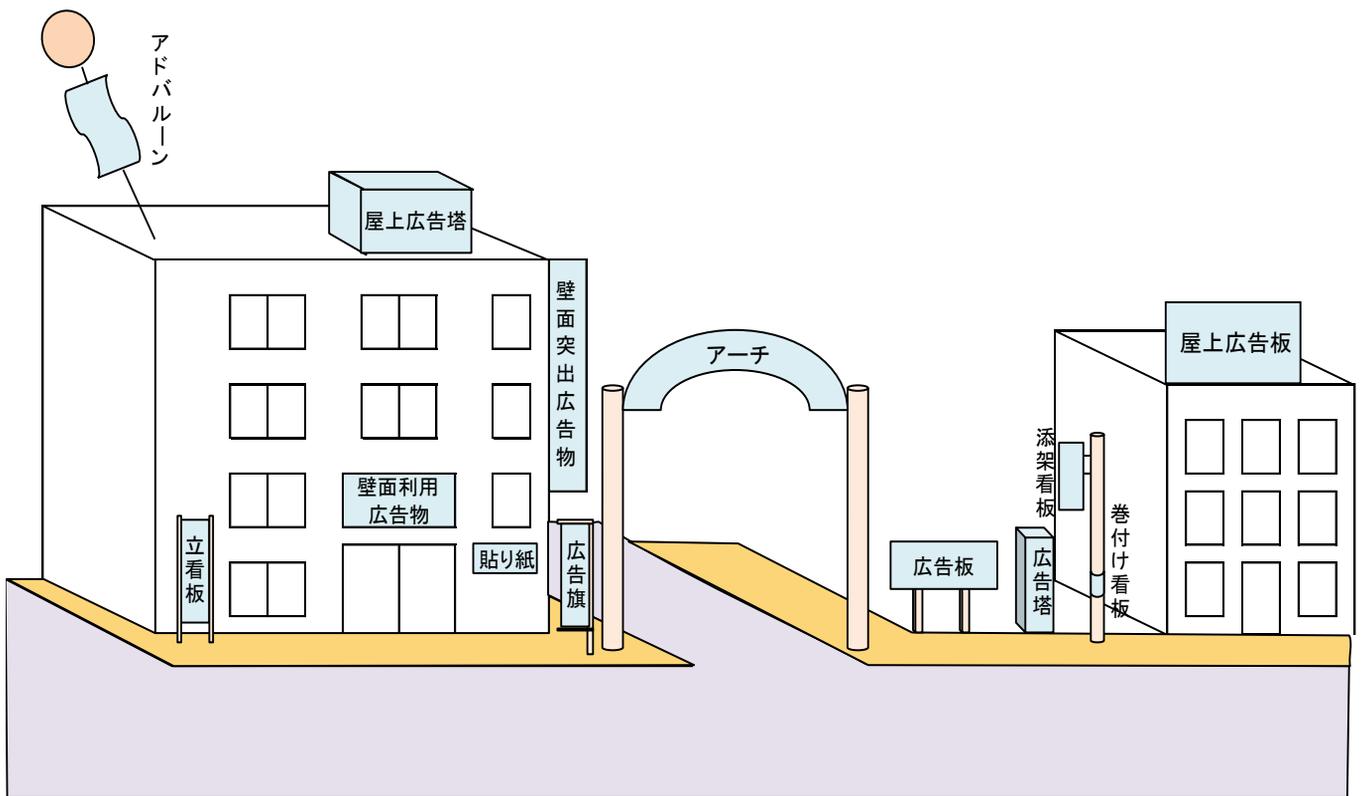


茅ヶ崎市屋外広告物条例のあらまし

Guidebook for advertising regulations



1

屋外広告物とは

屋外広告物の定義（屋外広告物法第2条第1項）

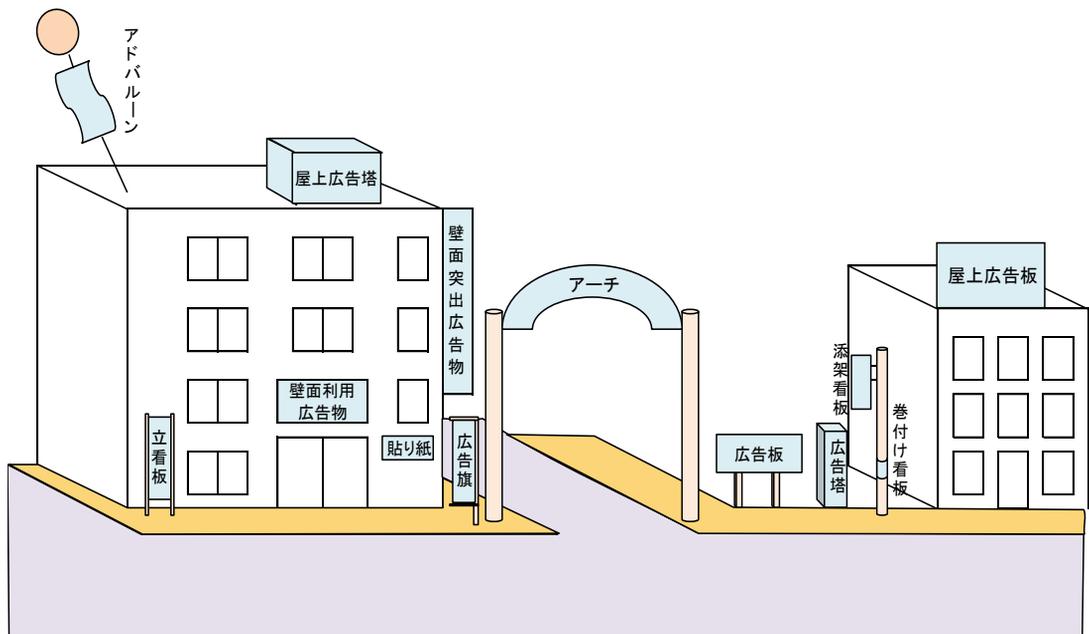
屋外広告物とは次の4つの要件を全て満たすものです。

- 1 常時または一定の期間、継続して表示されるもの
（街頭で配布されるチラシ等のような定着性のないものは含まれません）
- 2 屋外で表示されるもの
（建物の内部や窓ガラスの内側に表示されるものは含まれません）
- 3 公衆に表示されるもの
（駅構内や野球場内などの特定の人に対して表示されるものは含まれません）
- 4 看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの
（屋外広告物を掲出する物件を含みます）

※このパンフレットでは屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を「屋外広告物」とします。

屋外広告物の種類

屋外広告物には、建築物の屋上に設置される屋上広告塔や屋上広告板、建築物の壁面に設置される壁面利用広告物、建築物の壁面から突出して設置される壁面突出広告物（袖看板）、独立して設置される広告塔・広告板、貼り紙、広告旗などがあり、これらに応じた基準が定められています。



屋外広告物のイメージ

屋外広告物の在り方（茅ヶ崎市屋外広告物条例第2条）

茅ヶ崎市屋外広告物条例では、「広告物又は掲出物件は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。」と屋外広告物の在り方を定めています。

茅ヶ崎市景観計画での屋外広告物に関する事項



1) 基本方針「安全でまちを演出する 屋外広告物」
屋外広告物は、景観法及び屋外広告物法の規定により、景観計画に広告物の表示および掲出に関する事項が定められた場合は、その定めに基づき行われます。

そこで本市では屋外広告物については、屋外広告物条例及び景観法の届出により、屋外広告物の形態意匠等の規制・誘導を進めます。

2) 屋外広告物条例に基づく制限

茅ヶ崎市屋外広告物条例では、用途地域、歴史的な成り立ち、生活や文化的な背景を鑑み、地域のイメージや街なみと調和した屋外広告物の掲出を進めるため、地域区分を下記図のとおり設定し、屋外広告物の規制・誘導を進めます。

地域 考え方

対象とする用途地域

地域 考え方

対象とする用途地域

第1種地域

閑静な住宅地の良好な住環境を保全する観点から、広告物の掲出を抑制し、まち並みの落ち着きを確保します。

- ・表示面積の総量規制
- ・屋上広告物の設置禁止
- ・袖看板の設置の規制強化
- ・点滅照明、ネオン照明及び動光の禁止
- ・誘導のための案内看板基準の策定

第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
（浜見平特別景観まちづくり地区の地区区分のうち公共施設用地及び商業施設用地を除く。）
第二種中高層住居専用地域

第4種地域

商業施設、生産流通施設、住宅と様々な利用形態が混在しており、案内板を除く独立広告板を中心に自家用以外の過剰な広告物の掲出を抑制します。

- ・表示面積の規制
- ・点滅照明、ネオン照明及び動光の規制強化
- ・誘導のための案内看板基準の策定

JR 東海道本線以北の近隣商業地域、準工業地域、工業専用地域（いずれも国道1号両側50m以内を除く。）
工業地域

第2種地域

自然環境及び自然景観保全の観点から、極力広告物の掲出を減らしていくとともに、富士山等の眺望景観を配慮し、高さを抑制します。

- ・表示面積の総量規制
- ・屋根の最高部を超える屋上広告物の設置禁止
- ・点滅照明、ネオン照明及び動光の禁止
- ・誘導のための案内看板基準の策定

市街化調整区域

第5種地域

主要道路である国道1号沿道で、旧東海道の歴史の面影を守り、交通上の安全と景観形成のバランスを考慮します。案内板を除く独立広告板を中心に自家用以外の広告物の掲出を抑制します。

- ・表示面積の規制
- ・袖看板の設置の規制強化
- ・点滅照明、ネオン照明及び動光の規制強化
- ・誘導のための案内看板基準の策定

国道1号両側50m以内
（商業地域を除く）

第3種地域

商業用途の混在もみられますが、現状は低中層の住宅地としての性格が強い傾向にあります。そこで、環境と景観を重視する観点から独立広告板を中心に、自家用以外の過剰な広告物の掲出を抑制します。

- ・表示面積の規制
- ・点滅照明、ネオン照明及び動光の規制強化
- ・誘導のための案内看板基準の策定

第一種住居地域、第二種住居地域（いずれも国道1号両側50m以内を除く。）
第一種中高層住居専用地域（浜見平特別景観まちづくり地区の地区区分のうち公共施設用地及び商業施設用地に限る。）
準住居地域
JR 東海道本線以南の近隣商業地域

第6種地域

中心市街地であり、多種多様な広告の需要が最も高い地域であるため、基本的には県条例の基準を継承します。

商業地域

禁止地域

茅ヶ崎海岸や歴史的な資源等がある地域について、屋外広告物の掲出を禁止し、風致の維持に努めます。

重要文化財に指定されたもので市長が指定する範囲、保安林、特別緑地保全地区など

景観法の届出に該当する建築行為に関する屋外広告物

景観法の届出に該当する建築行為に関する屋外広告物

茅ヶ崎市は、市内全域が景観計画区域になっており、一定規模以上の建築行為等については、景観法による届出が必要になります。

景観法に基づく届出は、建築物のデザインのみならず、屋外広告物に関する景観形成基準を定めています。景観法に基づく届出に該当する行為については、屋外広告物条例に基づく基準を守ることに加えて、景観形成基準にも配慮し、屋外広告物のデザインを決定してください。

なお、特に重点的に景観形成を図るために特別景観まちづくり地区を指定しています。特別景観まちづくり地区は、景観形成に関心の高いエリアであり、屋外広告物のデザインについては、同地区の屋外広告物に関する景観形成基準に、特段に配慮し、屋外広告物のデザインを決定してください。



4

禁止地域

屋外広告物の表示等ができない地域（茅ヶ崎市屋外広告物条例第4条）

良好な景観の形成や風致を維持し、公衆に対する危害を防止することが特に必要な地域又は場所には、適用除外の屋外広告物（P.13）を除き、屋外広告物の表示等を行うことはできません。

禁止地域についての詳細は、窓口までお問い合わせください。

禁止地域区分	該当地域
1 国の重要文化財に指定された建造物の周囲で市長が定める地域	指定なし
2 国の史跡、名勝及び天然記念物に指定又は仮指定された地域	旧相模川橋脚、下寺尾官衙遺跡群
3 県の重要文化財に指定された建造物の周囲で市長が指定する範囲内にある地域及び県の史跡名勝天然記念物に指定された地域	堤貝塚、浄見寺のオハツキイチョウ、鶴嶺八幡のイチョウ、浄見寺の寺林
4 市の重要文化財に指定された建造物の周囲で市長が指定する範囲内にある地域及び市の史跡名勝天然記念物に指定された地域	浄見寺の大岡家一族墓所、茅ヶ崎一里塚、鶴嶺八幡社の参道及び参道松並木、腰掛神社の樹叢、藤間家屋敷跡
5 保安林（飛砂防備保安林、風致保安林、水害防備保安林）	全域
6 特別緑地保全地区	清水谷特別緑地保全地区、赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区
7 第1種風致地区	指定なし
8 自然環境保全地域	上赤羽根自然環境保全地域、中赤羽根自然環境保全地域、甘沼自然環境保全地域
9 道路及び鉄道の線路用地並びにこれから展望できる範囲で、市長が定める地域	指定なし
10 河川及び海岸並びにその付近で市長が定める地域	相模川、小出川、千ノ川、駒寄川の河川区域、海岸保全区域（第一種住居地域を除く）
11 古墳、墓地及び火葬場	全域

5

禁止物件

屋外広告物の表示等ができない物件（茅ヶ崎市屋外広告物条例第5条）

良好な景観の形成や風致を維持し、公衆に対する危害を防止することが特に必要な物件には、適用除外の屋外広告物（P. 13）を除き、屋外広告物の表示等を行うことはできません。

1 全面禁止物件

- 橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯
- 街路樹、路傍樹
- 信号機、道路標識、里程標、道路上の柵、駒止
- 消火栓、火災報知器、指定消防水利標識、防火水槽標識、火の見やぐら
- 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所、公衆便所、路上に設置する変圧器、配電器
- 送電塔、送受信塔、照明塔
- 煙突、ガスタンク等
- 銅像、神仏像、記念碑等
- 景観重要建造物、景観重要樹木

2 直接表示を禁止する物件

石垣、擁壁等

3 貼り紙、貼り札等、広告旗、立看板等の表示等を禁止する物件

電柱、街灯柱等、消火栓標識、バス停留所の上屋、植樹帯

4 広告物の表示を禁止する物件

道路の路面

6

禁止広告物

どのような場所にも表示等ができない屋外広告物（茅ヶ崎市屋外広告物条例第7条）

次の屋外広告物の表示等を行うことはできません。また、すでに表示等を行っているものであっても、次のような状態になったときには表示等を行うことができません。

- 1 著しく汚染し、退色し、又は塗料等が剥離したもの
- 2 著しく破損し、又は老朽化したもの
- 3 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 4 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- 5 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

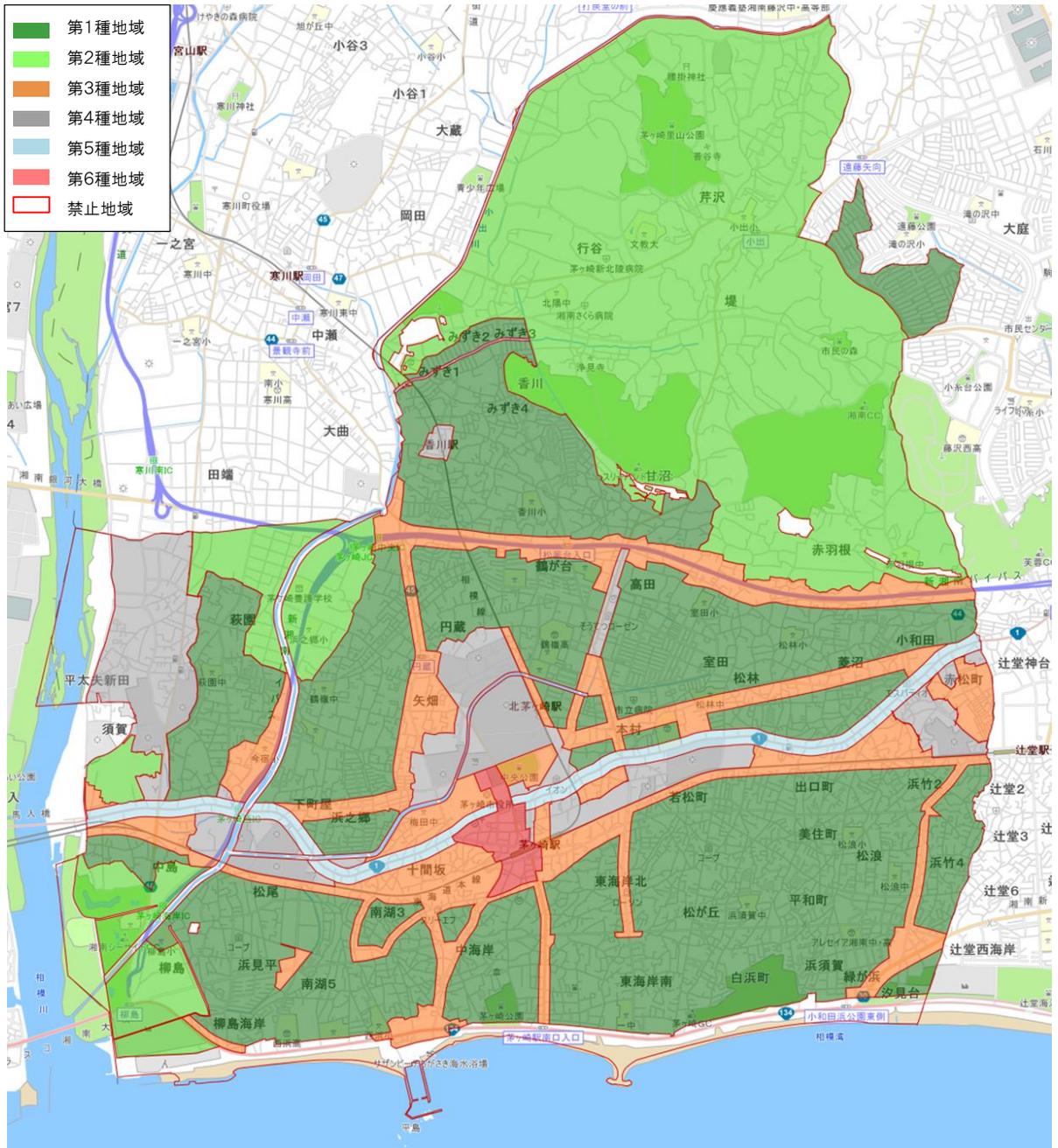
7

地域種別と表示等の基準

地域種別の区分（茅ヶ崎市屋外広告物条例第8条、茅ヶ崎市屋外広告物条例施行規則第4条）

屋外広告物の表示等をする場合は、下図のとおり許可地域ごとに定められた基準に合わせる必要があります。

各許可地域の詳細は、次ページをご確認ください。



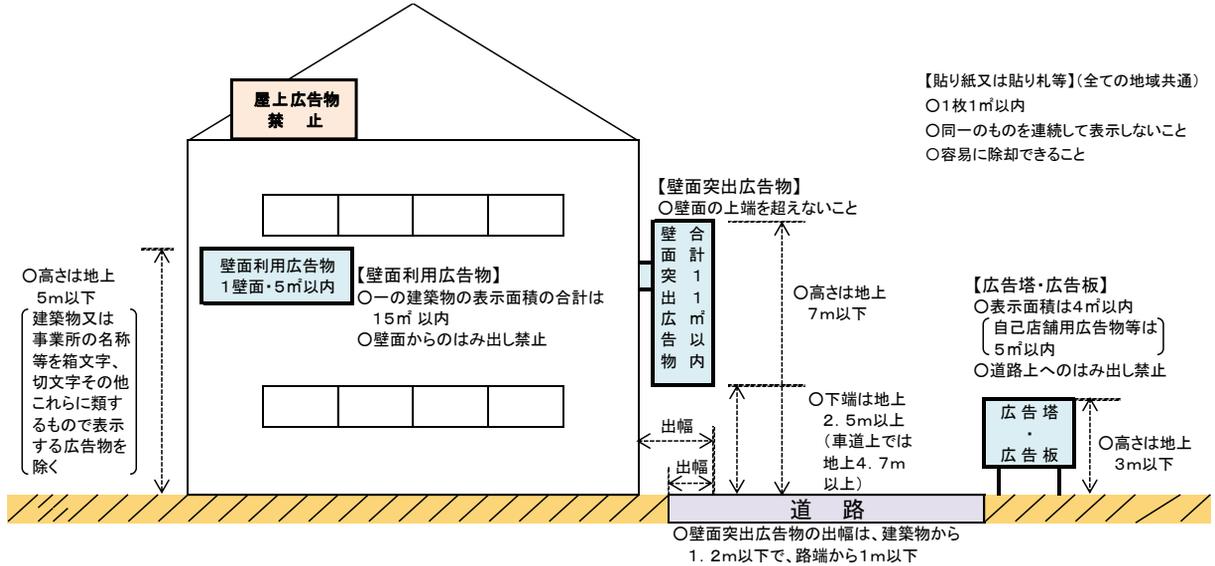
※1 図中の地域種別はおおよその範囲を示すものです。詳細な地域種別は市ホームページ「まっぷ de ちがさき」にて閲覧できます。
 ※2 この区分図は、禁止地域のうち P.4の2の一部、4の一部、8及び10のみを表記しています。その他の禁止地域は表記していませんので、個別に確認してください。

地域	考え方	対象となる用途地域
第1種地域	<p>閑静な住宅地の良好な住環境を保全する観点から、広告物の掲出を抑制し、まち並みの落ち着きを確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の総量規制 ・屋上広告物の設置禁止 ・袖看板の設置の規制強化 ・点滅照明、ネオン照明及び動光の禁止 ・誘導のための案内看板基準の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○第一種低層住居専用地域 ○第二種低層住居専用地域 ○第一種中高層住居専用地域（浜見平特別景観まちづくり地区の地区区分のうち公共公益施設用地及び商業施設用地を除く。） ○第二種中高層住居専用地域
第2種地域	<p>自然環境及び自然景観保全の観点から、極力広告物の掲出を減らしていくとともに、富士山等の眺望景観を配慮し、高さを抑制します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の総量規制 ・屋根の最高部を超える屋上広告物の設置禁止 ・点滅照明、ネオン照明及び動光の禁止 ・誘導のための案内看板基準の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○市街化調整区域
第3種地域	<p>商業用途の混在もみられますが、現状は低中層の住宅地としての性格が強い傾向にあります。そこで、環境と景観を重視する観点から独立広告板を中心に、自家用以外の過剰な広告物の掲出を抑制します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の規制 ・点滅照明、ネオン照明及び動光の規制強化 ・誘導のための案内看板基準の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○第一種住居地域（国道1号両側50mを除く。） ○第二種住居地域（国道1号両側50mを除く。） ○第一種中高層住居専用地域（浜見平特別景観まちづくり地区の地区区分のうち公共公益施設用地及び商業施設用地に限る。） ○準住居地域 ○JR東海道本線以南の近隣商業地域
第4種地域	<p>商業施設、生産流通施設、住宅と様々な利用形態が混在しており、案内板を除く独立広告板を中心に自家用以外の過剰な広告物の掲出を抑制します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の規制 ・点滅照明、ネオン照明及び動光の規制強化 ・誘導のための案内看板基準の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○J R東海道本線以北の近隣商業地域（国道1号両側50m以内を除く。） ○準工業地域（国道1号両側50m以内を除く。） ○工業地域 ○工業専用地域（国道1号両側50m以内を除く。）
第5種地域	<p>主要道路である国道1号沿道で、旧東海道の歴史の面影を守り、交通上の安全と景観形成のバランスを考慮します。案内板を除く独立広告板を中心に自家用以外の広告物の掲出を抑制します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の規制 ・袖看板の設置の規制強化 ・点滅照明、ネオン照明及び動光の規制強化 ・誘導のための案内看板基準の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○第一種住居地域（国道1号両側50m以内） ○第二種住居地域（国道1号両側50m以内） ○J R東海道本線以北の近隣商業地域（国道1号両側50m以内） ○準工業地域（国道1号両側50m以内） ○工業専用地域（国道1号両側50m以内）
第6種地域	<p>中心市街地であり、多種多様な広告の需要が最も高い地域であるため、基本的には県条例の基準を継承します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○商業地域
禁止地域	<p>茅ヶ崎海岸や歴史的な資源等がある地域について、屋外広告物の掲出を禁止し、風致の維持に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○P.4参照

第 1 種 地域

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域（浜見平特別景観まちづくり地区の地区区分のうち公共公益施設用地及び商業施設用地を除く。）
- 第二種中高層住居専用地域

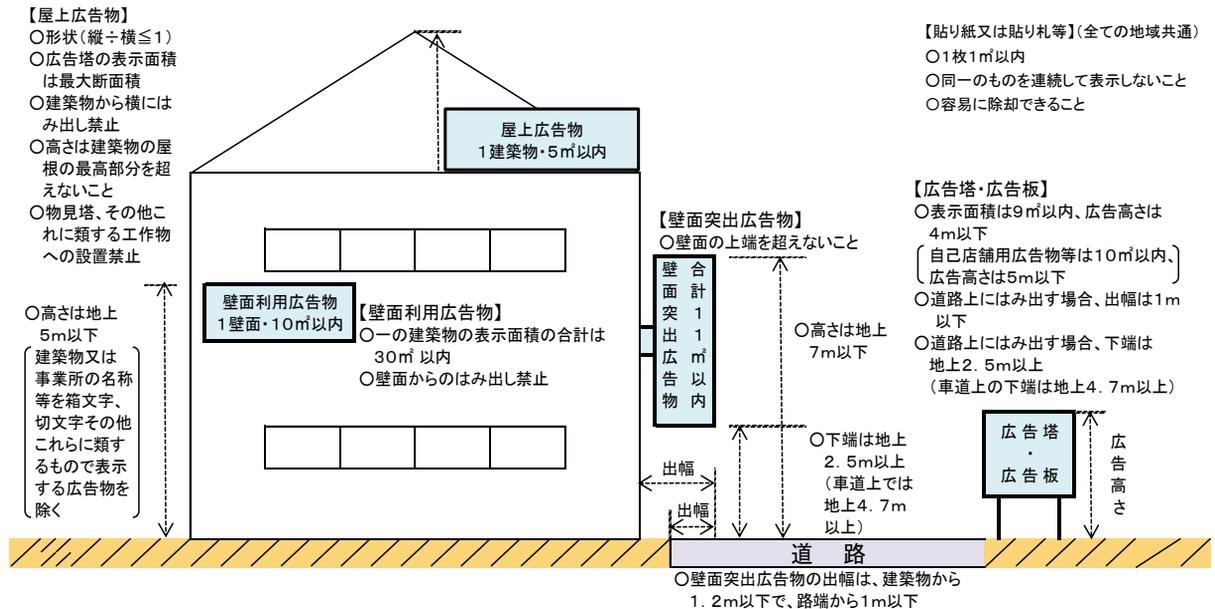
- 一の店舗、営業所、事業所あたりの表示面積の合計は 21 m²以内
- ネオン管、発光ダイオードその他人工の光源で点滅照明及び動光するものの設置禁止



第 2 種 地域

○市街化調整区域

- 一の店舗、営業所、事業所あたりの表示面積の合計は 36 m²以内
- ネオン管、発光ダイオードその他人工の光源で点滅照明及び動光するものの設置禁止



※【表示面積の算出方法】

壁面突出広告物、広告塔、広告板の面積は一面の表示面積ではなく、複数の面に表示があるときはそれらの表示面積を合計した面積

※【自己店舗用広告物等とは】

自己の所在、名称、屋号、商標、営業の内容等を表示するため、自己の店舗、営業所若しくは事業所又はこれらの敷地に表示するもの

※【箱文字・切り文字とは】

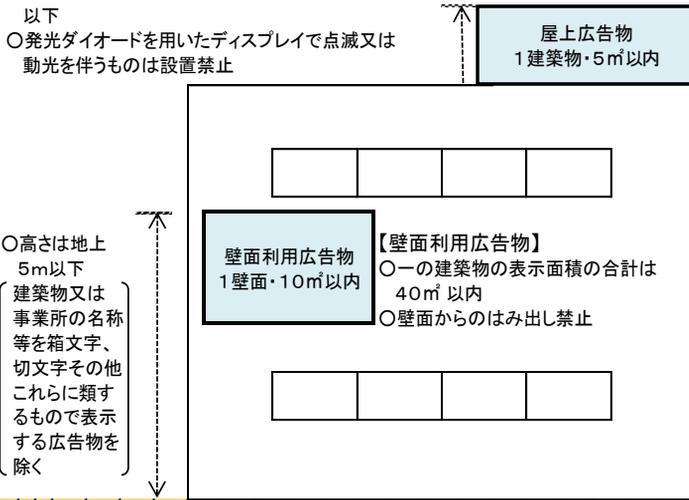
建築物の壁面に、その名称等を構成する文字、記号等を、塗料等を用いて壁面に直接描き、又は金属等で作成し、壁面に直接取り付けるもの

第3種地域

- 第一種住居地域（国道1号両側50mを除く。）
- 第二種住居地域（国道1号両側50mを除く。）
- 第一種中高層住居専用地域（浜見平特別景観まちづくり地区の地区区分のうち公共公益施設用地及び商業施設用地に限る。）
- 準住居地域
- JR東海道本線以南の近隣商業地域

【屋上広告物】

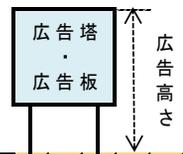
- 形状（縦÷横 \leq 1）
- 広告塔の表示面積は最大断面積
- 建築物から横にはみ出し禁止
- 物見塔、その他これに類する工作物への設置禁止
- 建築物の上端から3m以下で建築物の高さの1/3以下
- 発光ダイオードを用いたディスプレイで点滅又は動光を伴うものは設置禁止



- 【貼り紙又は貼り札等】(全ての地域共通)
- 1枚1㎡以内
- 同一のものを連続して表示しないこと
- 容易に除却できること

【広告塔・広告板】

- 表示面積は10㎡以内（発光ダイオードを用いたディスプレイで点滅又は動光を伴うものは5㎡以内）、広告高さは5m以下
- 自己店舗用広告物等は15㎡以内（発光ダイオードを用いたディスプレイで点滅又は動光を伴うものは7.5㎡以内）、広告高さは10m以下
- 道路上にはみ出す場合、出幅は1m以下
- 道路上にはみ出す場合下端は地上2.5m以上（車道上の下端は地上4.7m以上）



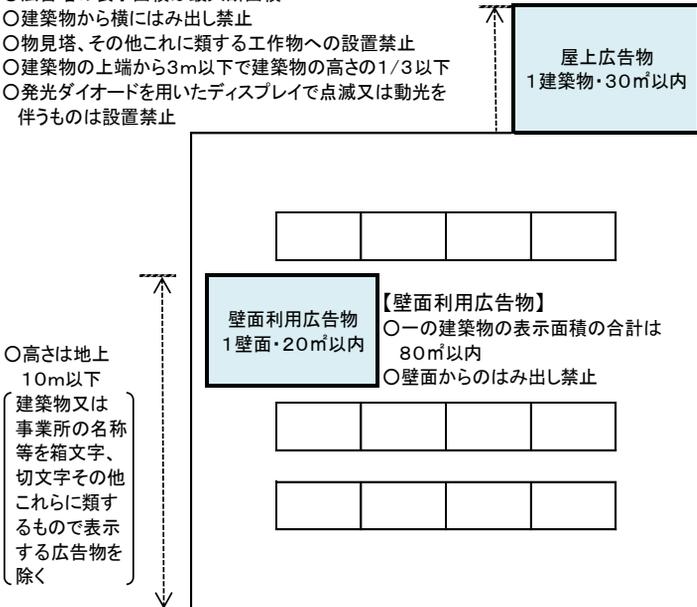
○壁面突出広告物の出幅は、建築物から1.2m以下で、路端から1m以下

第4種地域

- JR東海道本線以北の近隣商業地域（国道1号両側50m以内を除く。）
- 準工業地域（国道1号両側50m以内を除く。）
- 工業地域
- 工業専用地域（国道1号両側50m以内を除く。）

【屋上広告物】

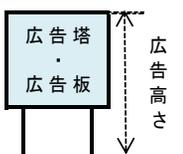
- 形状（縦÷横 \leq 1）
- 広告塔の表示面積は最大断面積
- 建築物から横にはみ出し禁止
- 物見塔、その他これに類する工作物への設置禁止
- 建築物の上端から3m以下で建築物の高さの1/3以下
- 発光ダイオードを用いたディスプレイで点滅又は動光を伴うものは設置禁止



- 【貼り紙又は貼り札等】(全ての地域共通)
- 1枚1㎡以内
- 同一のものを連続して表示しないこと
- 容易に除却できること

【広告塔・広告板】

- 表示面積は15㎡以内（発光ダイオードを用いたディスプレイで点滅又は動光を伴うものは7.5㎡以内）、広告高さは5m以下
- 自己店舗用広告物等は20㎡以内（発光ダイオードを用いたディスプレイで点滅又は動光を伴うものは10㎡以内）、広告高さは10m以下
- 道路上にはみ出す場合、出幅は1m以下
- 道路上にはみ出す場合下端は地上2.5m以上（車道上の下端は地上4.7m以上）



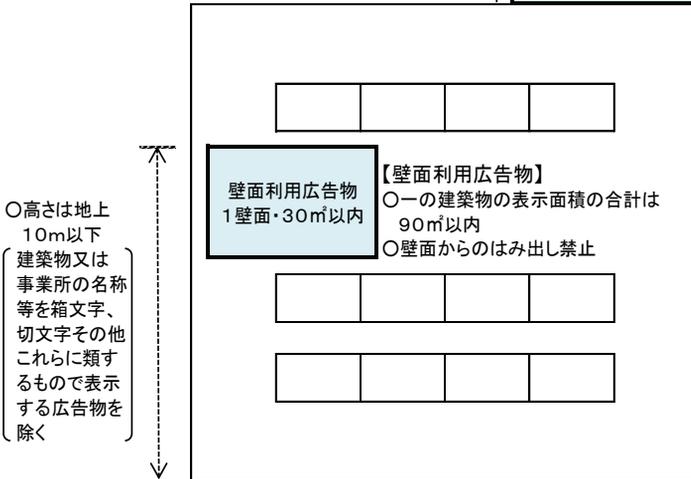
○壁面突出広告物の出幅は、建築物から1.2m以下で、路端から1m以下

第5種地域

- 第一種住居地域（国道1号両側50m以内）
- 第二種住居地域（国道1号両側50m以内）
- J R東海道本線以北の近隣商業地域（国道1号両側50m以内）
- 準工業地域（国道1号両側50m以内）
- 工業専用地域（国道1号両側50m以内）

【屋上広告物】

- 形状（縦÷横 \leq 1）
- 広告塔の表示面積は最大断面積
- 建築物から横にはみ出し禁止
- 物見塔、その他これに類する工作物への設置禁止
- 建築物の上端から5m以下で建築物の高さの1/3以下
- 発光ダイオードを用いたディスプレイで点滅又は動光を伴うものは設置禁止



【貼り紙又は貼り札等】(全ての地域共通)

- 1枚1㎡以内
- 同一のものを連続して表示しないこと
- 容易に除却できること

【広告塔・広告板】

- 表示面積は20㎡以内（発光ダイオードを用いたディスプレイで点滅又は動光を伴うものは10㎡以内）、広告高さは5m以下
- 自己店舗用広告物等は30㎡以内（発光ダイオードを用いたディスプレイで点滅又は動光を伴うものは15㎡以内）、広告高さは10m以下
- 道路にはみ出す場合、出幅は1m以下
- 道路にはみ出す場合下端は地上2.5m以上（車道下の下端は地上4.7m以上）

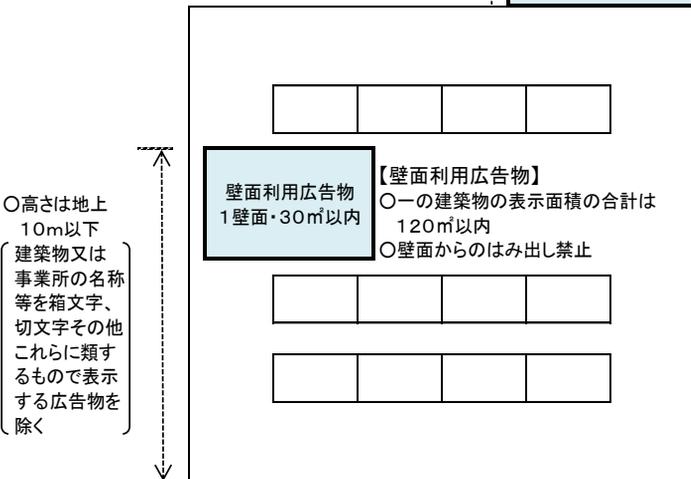


第6種地域

○商業地域

【屋上広告物】

- 形状（縦÷横 \leq 1）
- 広告塔の表示面積は最大断面積
- 建築物から横にはみ出し禁止
- 物見塔、その他これに類する工作物への設置禁止
- 建築物の上端から7m以下で建築物の高さの1/3以下
- 発光ダイオードを用いたディスプレイで点滅又は動光を伴うものは設置禁止



【貼り紙又は貼り札等】(全ての地域共通)

- 1枚1㎡以内
- 同一のものを連続して表示しないこと
- 容易に除却できること

【広告塔・広告板】

- 表示面積は30㎡以内
- 道路にはみ出す場合、出幅は1m以下
- 道路にはみ出す場合下端は地上2.5m以上（車道下の下端は地上4.7m以上）

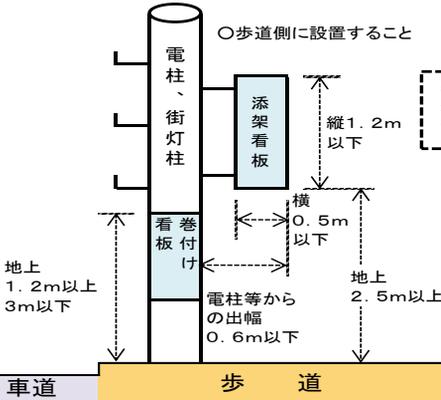


以下の種類の屋外広告物は全ての地域で共通して、以下の基準としています。

電柱及び街灯柱を利用するもの

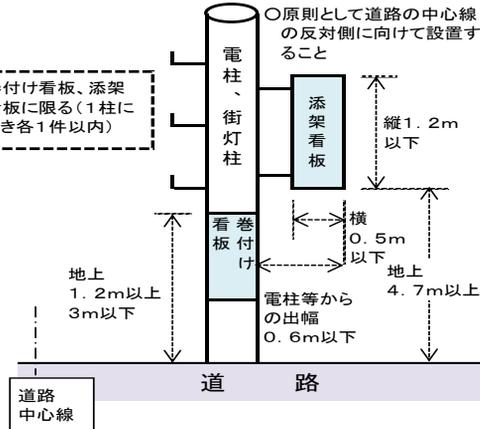
歩道に設置された電柱又は街灯柱等

※片側のみ歩道がある道路の歩道と反対側にある電柱等に設置する場合を除く

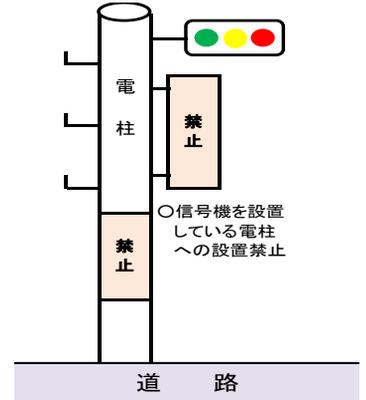


車道に設置された電柱又は街灯柱等

※片側のみ歩道がある道路の歩道と反対側にある電柱等に設置する場合



信号機が設置された電柱



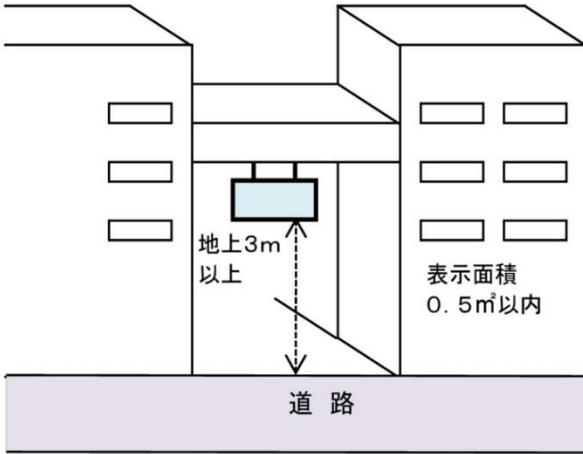
電車、路線バス、自動車等（以下、車体利用広告物）の外面を利用するもの

	車体の外面をラッピングするもの	ラッピング以外
制限共通する事項	<p>【面積と掲出位置】 ○車両の窓、ドア等のガラス部分には、表示しないこと。</p> <p>【交通安全】 ○蛍光色、発光機材及び反射素材は、使用しないこと。 ○電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものは、設置しないこと。</p>	
電車の外面を利用するもの	<p>【面積と掲出位置】 ○一の外面についての表示面積の合計は、当該外面の面積の1/10以内 ○屋根及び底面の表示は禁止</p> <p>【色彩、意匠等】 ○色彩、意匠その他表示の方法が走行する地域の景観に調和したものとすること。</p>	<p>【面積と掲出位置】 ○前面又は後面のいずれかに表示するものは、縦0.6m以下、横1m以下で1件のみ。 ○側面に表示するものは、1件につき縦0.6m以下、横3m以下とし、一の側面についての表示面積の合計は、1.8㎡以内。</p>
路線バスの外面を利用するもの	<p>【面積と掲出位置】 ○表示の位置は、前面以外の外面とすること。 ○各側面及び後面に表示するものは、それぞれ1件とすること。</p> <p>【色彩、意匠等】 ○色彩、意匠その他表示の方法が走行する地域の景観に調和したものとすること。 ○車体の窓の上端から上部における表示は、広告物の地色1色のみとし、文字等は表示しないこと。</p>	<p>【面積と掲出位置】 ○表示の位置は、前面以外の外面とすること。 ○側面に表示するものは、1件につき縦0.6m以下、横3m以下とし、一の側面についての表示面積の合計は、1.8㎡以内。 ○後面に表示するものは、縦0.6m以下、横1m以下で1件以内。</p>
電車、路線バス以外自動車等の外面を利用するもの	<p>【面積と掲出位置】 ○表示の位置は前面以外とすること。（広告車に表示する場合は、基準は適用しない。） ○側面に表示するものは、1件につき縦0.6m以下、横3m以下とし、一の側面についての表示面積の合計は、1.8㎡以内。（広告車に表示する場合は、基準は適用しない。） ○後面に表示するものは、縦0.6m以下、横1m以下で1件以内。（広告車に表示する場合は、基準は適用しない。）</p>	

広告塔、広告板に類するもの

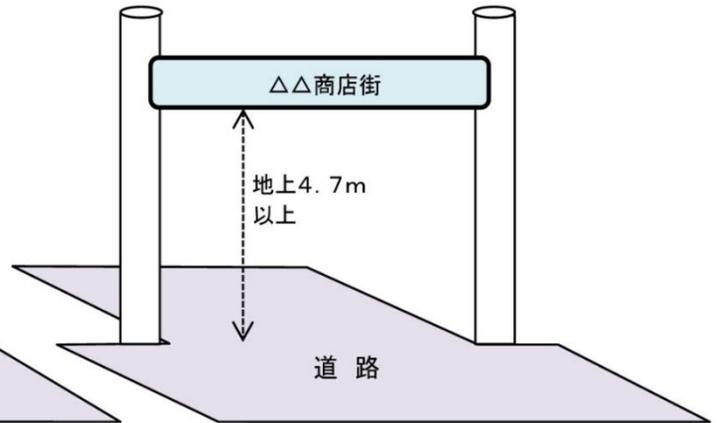
アーケードに設置する場合

- 同一商店街では、なるべく位置、形状、規模を統一すること



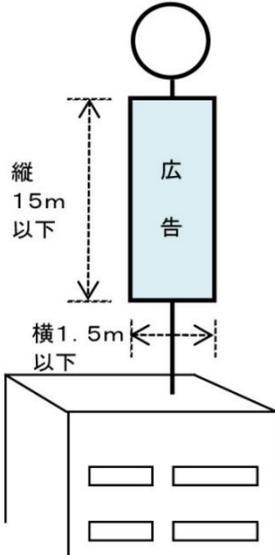
道路を横断して設置する場合

- 特定の商品名及び商店名はなるべく表示しないこと



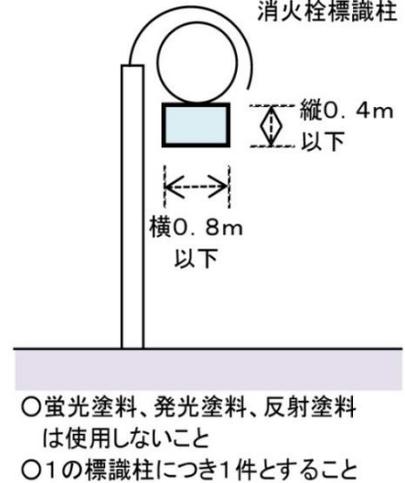
アドバルーン

- 直径3m以下のものとする
- 掲揚する場合は高度45m以下とする
- 雨、雪又は毎秒5m以上の風のときは、掲揚しないこと
- 広告物は長さ15m以下、幅1.5m以下とし主綱に緊結すること
- 常時2人以上の監視人をおくこと



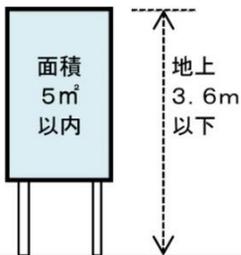
標識柱(道路標識を除く)を利用するもの

『例』
消火栓標識柱



- 蛍光塗料、発光塗料、反射塗料は使用しないこと
- 1の標識柱につき1件とすること

立看板

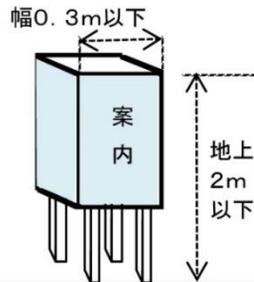


のぼり旗

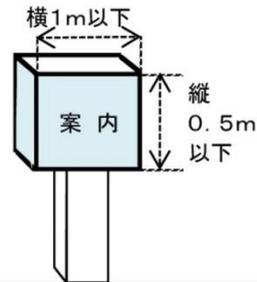


案内板

○広告塔に類するもの



○広告板に類するもの



同一場所に2以上のものを設置する場合は総合案内板とし、一のもの表示面積は、縦0.3m以下、横1.5m以下とすること

8

適用除外

条例の規制を受けない屋外広告物（茅ヶ崎市屋外広告物条例第9条）

社会生活を営む上で必要最小限の屋外広告物については、許可等の適用除外とします。適用除外の屋外広告物は次のものです

適用除外規定	
禁止地域等（条例第4条）	<p>○法令の規定により表示するもの</p> <p>○公職選挙法による選挙運動のために表示するもの</p> <p>○国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示するもので次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国又は地方公共団体の公報資料及び広報資料 ・国又は地方公共団体の案内板及び掲示板 ・災害、伝染病等の発生時における緊急な事項を告示するもの ・その他上記に類するものと市長が認めるもの <p>○工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物で、周囲の景観に調和するものであり、かつ、営利を目的としないもの</p> <p>○冠婚葬祭又は祭礼等のため一時的に表示するもの</p> <p>○講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地に表示するもの</p> <p>○電車又は自動車等に表示するもので次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電車又は自動車等の車体に所有者若しくは管理者の氏名、名称、店名若しくは商標又は所有者若しくは管理者の事業若しくは営業の内容を表示するもの ・使用の本拠の位置が市外にある自動車等に表示される広告物で、その使用の本拠の位置において適用される都道府県又は市町村の屋外広告物に関する条例の規定に従って表示されるもの <p>○公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が0.5m²以内で、かつ、当該広告物を表示する施設又は物件のその面の外郭線内を一平面とみなした場合の当該平面の面積の20分の1以内であるもの <p>○自己の住宅又はその敷地に自己の住所、氏名等を表示するもの</p> <p>◎自己の所在、名称、屋号、商標、営業の内容等を表示するため、自己の店舗、営業所若しくは事業所又はこれらの敷地に表示するもののうち、海水浴場開設期間中の海水浴場の区域内における更衣休憩所、食堂、売店等の海水浴客の利便に供する専用施設に表示するもので次のいずれにも該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が35m²以内であるもの ・建築物の上部に突出するものにあつては、建築物の上端からの高さが2m以下であるもの ・自己の営業に係る特定の商品名等を表示するものにあつては、その表示面積が全体の表示面積の2分の1以内であるもの <p>○自己の所在、名称、屋号、商標、営業の内容等を表示するため、自己の店舗、営業所若しくは事業所又はこれらの敷地に表示するもの(◎に該当するものを除く)で次のいずれにも該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が10m²（禁止地域（P4参照）では5m²）以内であるもの ・自己の営業に係る特定の商品名等を表示するものにあつては、その表示面積が全体の表示面積の2分の1以内であるもの <p>○自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が1m²以内であるもの <p>○法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であつて、その広告料収入を地域における公共的な取組であつて、費用の全部又は一部に充てるもので次のいずれにも該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観協議会、景観整備機構、その他市長が認めるものが表示し、又は設置するもの ・周囲の景観と調和したもの <p>○公益上必要な施設又は物件に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であつて、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもので次のいずれにも該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国又は地方公共団体が表示又は設置した案内図板、公共掲示板等に表示し、又は設置するもの ・周囲の景観と調和したもの <p>○営利を目的としない活動のために表示する貼り紙、貼り札等、広告旗、立看板等で次のいずれにも該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示面積が1m²以内であるもの ・政治活動、宗教活動、労働運動その他の営利を目的としない活動のために行う宣伝、集会、催物等に関する事項を表示するもの <p>○公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体が表示するもので公益上必要と認められるもの</p>
	<p>禁止物件（条例第5条）</p> <p>許可手続き（条例第6条）</p> <p>広告物の基準（条例第8条）</p>
許可手続き（条例第6条）	

9

許可手続きの流れ等

許可申請の手続き

は、申請者が行うものです。

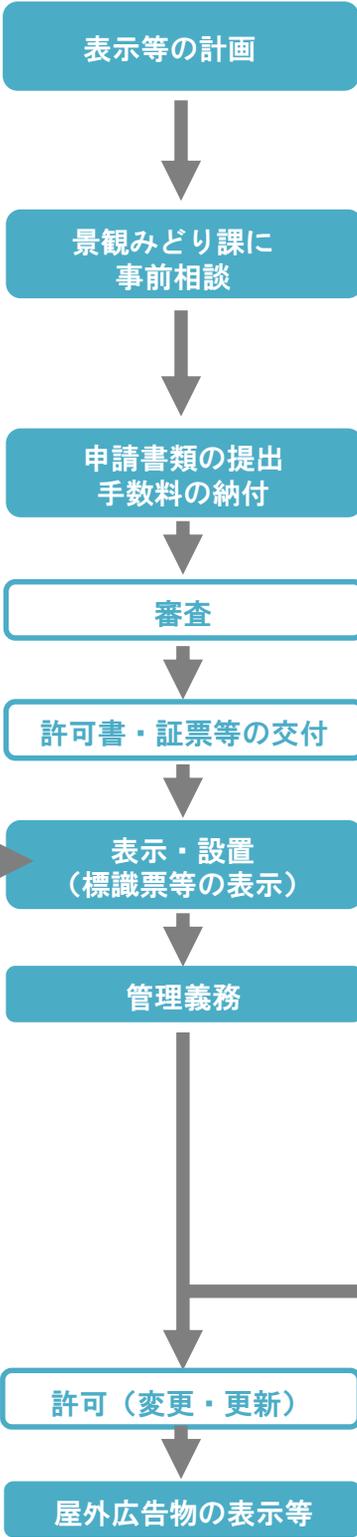
計画と事前相談にあたり確認する事項

- 禁止地域(P4参照)や禁止物件 (P5参照)、禁止広告物(P5参照)ではないか
- 許可手続き等の不要な屋外広告物(P13参照)ではないか
- 地域種別ごと、種類ごとの基準 (P6~12) に適合しているか
- 広告塔・広告板、又は屋上広告物で高さが4mを超える屋外広告物があるか
→ある場合には「**特定屋外広告物安全管理者**」を設置する必要があります
- 他人の土地や物件等に表示等をする場合
→表示等の場所が、他人の所有又は管理する土地や建物の場合は、所有者の承諾が必要となります
- 他法令による手続きが必要な場合は許可書等の写しが必要となります。
・ 広告物の高さが4mを超える場合 → **工作物の建築確認(建築基準法)**
・ 道路上に表示する場合 → **道路占用の許可(道路法)、道路使用の許可(道路交通法)**
- その他許可等が必要な場合があるため、それぞれ確認してください

次の書類を提出してください。

※内容別に提出する書類が異なります

		初めての申請の時	許可の期間を更新する時	変更・改造をする時	表示者・設置者・管理者の変更をする時	表示者・設置者・管理者の氏名又は住所の変更をする時	除却・減失を届ける時
必要な書類	必要部数	2部	2部	2部	1部	1部	1部
	指定様式	第1号様式	第1号様式	第2号様式	第7号様式	第8号様式	第9号様式
		第5号様式※1	第5号様式	第5号様式			
	案内図 (表示又は設置の場所が分かるもの)	○	○	○	×	×	×
	配置図	○	×	○※2	×	×	×
	立面図	○	×	○※2	×	×	×
	構造図	○	×	○※2	×	×	×
	表示面図 (カラー)	○	×	○※2	×	×	×
	写真	○:現況写真 △:点検写真 △:補修写真 ※3	○:現況写真 △:点検写真 △:補修写真 ※3	○:現況写真 △:点検写真 △:補修写真 ※3	×	×	○※4
	土地所有者等の承諾書等	△※5	△※5	△※5	×	×	×
他法令の許可書等の写し	△※6	△※6	△※6	×	×	×	
特定屋外広告物安全管理者資格の写し	△※7	△※7	△※7	△※8	△※8	×	
点検者資格の写し	△※9	△※9	△※9	×	×	×	



- 第1号様式 屋外広告物(表示・設置・更新)申請書
- 第2号様式 屋外広告物(変更・改造)申請書
- 第5号様式 屋外広告物安全点検報告書※申請日の90日前までに行った点検に限る
- 第7号様式 屋外広告物表示者等変更届
- 第8号様式 屋外広告物表示者等(氏名・住所)変更届
- 第9号様式 屋外広告物(除却・減失)届
- ※1 申請時に既に設置されている場合に限ります
- ※2 変更・改造の前後を比較できるもの
- ※3 点検写真は、点検箇所ごとの写真を提出してください
補修写真は、その前後の写真を提出してください
- ※4 除却・減失の前後が分かるものを提出してください
- ※5 他人の所有地等に設置する場合に提出してください
- ※6 他法令による手続きが必要な場合に許可書等の写しを提出してください
- ※7 屋上広告物又は広告板・広告塔の高さが4mを超える場合に提出してください
- ※8 特定屋外広告物安全管理者の変更の場合に提出してください
- ※9 安全点検を行った場合に提出してください

10

屋外広告物の表示等をする場合の義務

屋外広告物を表示する場合の義務

屋外広告物の表示等をする場合は次の事項を遵守してください。

許可内容等の変更等 (条例第12条、第17条)

- 許可後に、許可の内容を変更しようとする場合、またはその屋外広告物等を改造する場合は、さらに許可を受ける必要があります。
- 屋外広告物の表示等をする方又は管理者に変更があった場合、若しくはその方の氏名又は住所に変更があった場合は、届出をする必要があります。

許可の表示 (条例第14条)

- 許可を受けた方は、許可時に交付される証票を屋外広告物に貼り付けてください。

管理義務等 (条例第15条、第16条)

- 屋外広告物の表示者、設置者、管理者、所有者、占有者は、当該広告物の補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持してください。
- 屋上広告物及び広告塔又は広告板で高さ4mを超える屋外広告物の表示等をする場合は、都道府県、政令指定都市、中核市が行う広告物に関する講習会の課程を修了した者、広告美術仕上げに関し、職業能力開発促進法に基づき、職業訓練指導員の免許を受けた者、技能検定に合格した者、又は職業訓練の修了書の交付を受けた者、建築士法に規定する建築士（木造建築士を除く）の資格を有する者及び屋外広告士などの方を、特定屋外広告物安全管理者として設置してください。

点検義務 (条例第15条の2)

- 屋外広告物の表示者、設置者、管理者、所有者、占有者は、当該広告物の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷状況の点検をさせなければなりません。また、許可又は許可の更新の申請を行う場合には、点検結果を提出してください。

除却の義務等 (条例第18条、第19条)

- 許可の期間が満了したとき、又は許可が取り消されたときは10日以内、表示が必要でなくなったときは遅滞なく屋外広告物を除却してください。
- 屋外広告物を除却したとき、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を届け出てください。

違反に対する措置等

条例に違反した屋外広告物等に対して、次のような措置がとられます。

許可の取消し
(条例第20条)

- 次のような事項があった場合には、許可を取り消すことがあります。
 - ・許可の条件に違反したとき
 - ・変更等の許可の手続きをせずに変更や改造をしたとき
 - ・違反屋外広告物に対する市長の措置命令に違反したとき
 - ・偽りその他不正の手段により許可を受けたとき
- 屋外広告物の表示等をする方又は管理者に変更があった場合、若しくはその方の氏名又は住所に変更があった場合は、届出をする必要があります。

違反に対する措置(条例第21条)

- 条例に違反した屋外広告物がある場合は、表示等の停止等の必要な措置を命ずることがあります。

公表(条例第22条)

- 違反に対する措置に対し、正当な理由がなく従わなかったときは、その旨を公表することがあります。

報告及び立入検査(条例第29条)

- 土地若しくは建物に立ち入り、屋外広告物を検査することがあります。

罰則(条例第40条～第43条)

- 条例の違反行為に対しては、刑罰(50万円以下)の罰金刑を科すことがあります。

簡易除却(法第7条第4項)

- 街路樹や電柱などへの表示等がされている違反広告物(貼り紙など)は撤去します。

12 その他

広告協定の認定（第32条）

良好な景観を形成するため、一定の区域内の土地、建築物及び工作物の所有者等は、屋外広告物に関して締結した協定について、市長の認定を受けることができます。

屋外広告業を営む方の義務（神奈川県屋外広告物条例より）

屋外広告業の登録 （県条例第24条）

- 屋外広告業を営もうとする者は、神奈川県知事の登録を受けなければなりません。
- 登録の有効期間は5年とし、有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければなりません。

登録事項の変更の届出 （県条例第28条）

- 屋外広告業者は、登録した事項に変更があったときは、変更の日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければなりません。

廃業等の届出 （県条例第29条）

- 屋外広告業者が次のいずれかに該当することとなった場合は、次に定める者等は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければなりません。
 - ・屋外広告業者が死亡した場合 その相続人
 - ・法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
 - ・法人が破産手続き開始の決定により解散した場合 その破産管財人
 - ・法人が合併及び破産手続き開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
 - ・県の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

登録の失効 （県条例第30条）

- 屋外広告業者が「廃業等の届出」のいずれかに該当するに至ったときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失います。

業務主任者の設置 （県条例第32条）

- 屋外広告業者は営業所ごとに「業務主任者」を設置しなければなりません。
- 「業務主任者」は、都道府県、政令指定都市、中核市が行う広告物に関する講習会の課程を修了した者、広告美術仕上げに関し、職業能力開発促進法に基づき、職業訓練指導員の免許を受けた者、技能検定に合格した者、又は職業訓練の修了書の交付を受けた者及び屋外広告士などから選任しなければなりません。

標識の掲示 （県条例第33条）

- 登録を受けた者は、営業所ごとに屋外広告業者であることを示す標識を掲げる必要があります。

帳簿の備付け （県条例第34条）

- 登録を受けた者は、営業所ごとに必要事項を記載した帳簿を備付ける必要があります。

講習会 （県条例第48条）

- 講習会は毎年1回県内で開催されます。
神奈川県ホームページにて「屋外広告物」と検索し、「かながわの屋外広告物」のページで詳細をご確認ください。

13 許可手数料

許可手数料

屋外広告物の申請にあたっては、次のとおり手数料がかかります。

屋外広告物の種類	単位	許可期間	手数料
貼り紙	100枚ごと(※1)	1月以内	500円
貼り札等及び電柱又は街灯柱を利用するもの	1枚	1年以内	50円
電車、自動車等	1台	1年以内	500円
壁面広告、壁面突出広告、屋上広告 アーケード、案内板	照明あり	1基(5m ² 単位)	3年以内 2,400円(※2)
	照明なし	1基(5m ² 単位)	3年以内 1,500円(※3)
道路を横断して設置するもの	照明あり	1基	3年以内 9,000円
	照明なし	1基	3年以内 6,000円
アドバルーン	照明あり	1基	1月以内 1,500円
	照明なし	1基	1月以内 1,000円
広告旗又は立看板等(紙張り、布張りのもの)	1基	1月以内	100円
広告旗又は立看板等(紙張り、布張り以外のもの)	1基	3月以内	100円
広告幕	1張	1月以内	200円
標識柱を利用するもの	1枚	1年以内	50円

※1 貼り紙の枚数が、100枚未満であるとき又はその枚数に100枚未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は、100枚として計算。

※2 表示面積が5㎡を超えるときは、2,400円にその超える表示面積5㎡までごとに2,400円加算した額。

※3 表示面積が5㎡を超えるときは、1,500円にその超える表示面積5㎡までごとに1,500円を加算した額。

14 問い合わせ先等

屋外広告物に関する問い合わせ先

茅ヶ崎市 屋外広告物条例 に関すること

○茅ヶ崎市 都市部 景観みどり課 景観担当
住所：神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
電話：0467(81)7182(直通)
HP：茅ヶ崎市のHPにて「屋外広告物」と検索し、「屋外広告物(看板など)」のページをご確認ください。
なお、地域種別は、「まっぷdeちがさき」よりご確認ください。

屋外広告業登録 に関すること

○神奈川県 県土整備局 都市部 都市整備課
住所：神奈川県横浜市中区日本大通1
電話：045(210)6209
HP：神奈川県のHPにて「屋外広告物」と検索し、「かながわの屋外広告物」のページをご確認ください。